

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課（室）名
・包括外部監査契約の締結	総 務 文 書 課
○長崎県文化観光国際部関係補助金等交付要綱の一部改正	文 化 振 興 課
・身体障害者福祉法に基づく医師の指定	障 害 福 祉 課
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の変更の届出	"
・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定（2件）	砂 防 課
◎ 公 告	
・土地改良区の役員の就任	農 村 整 備 課
・土地改良区の役員の就退任	"
・入会林野整備計画を適当とする旨の決定（3件）	林 政 課
◎ 人事委員会規則	
○長崎県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	人事委員会事務局
◎ 雑 報	
・一般競争入札の実施	長崎県公立大学法人
◎ 正 誤	
○令和2年3月24日付け長崎県公報第10908号中	建 設 企 画 課
・令和2年3月10日付け長崎県公報第10905号中	道 路 維 持 課
・令和2年5月26日付け長崎県公報第10924号中	"

告 示

長崎県告示第426号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定に基づき、次のとおり包括外部監査契約を締結したので、同条第6項の規定に基づき告示する。

令和2年6月5日

長崎県知事 中村 法道

- 1 契約の期間の始期
令和2年4月1日
- 2 監査に要する費用の額の算定方法
契約で定める基本費用の額並びに実績に基づく執務費用及び実費の額を合算した金額。ただし、契約で規定する額を限度とする。
- 3 契約を締結した相手方の氏名及び住所

氏名 濱口 純吾

住所 長崎県長崎市西山一丁目9番10号

4 監査に要する費用の支払方法

契約の定めるところによる。

長崎県告示第427号

長崎県文化観光国際部関係補助金等交付要綱（平成23年長崎県告示第470号）の一部を次のように改正し、令和2年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和2年6月5日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後					改正前						
別表（第2条関係） 世界遺産課関係					別表（第2条関係） 世界遺産課関係						
補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		
					1	個別保存管理計画等策定事業補助金	世界遺産の構成資産の個別保存管理計画等の策定を支援することにより、保存管理を推進する。	国又は県指定の有形文化財及び史跡名勝天然記念物等で、市町、管理団体（文化財保護法（昭和25年法律第214号）第113条第1項の規定による管理団体。以下「管理団体」という。）又は所有者が行う世界遺産の構成資産の保存活用計画又は保存管理計画の策定等に要する経費	2分の1以内。ただし、予算の範囲内で知事が定める額を上限とする。	市町、管理団体及び所有者	
1及び2 略					2及び3 略						
3	世界遺産整備活用事業補助金	世界遺産の構成資産の整備及び活用を支援する。	世界遺産の構成資産の保護を担う集落等が活性化するための事業に要する経費	2分の1以内。ただし、予算の範囲内で知事が定める額を上限とする。	市町	4	世界遺産整備活用事業補助金	世界遺産の構成資産の整備及び活用を支援する。	補助対象者が実施する次に掲げる事業に要する経費 (1) 構成資産等整備事業 構成資産及び緩衝地帯における修景・景観整備及び活用のための整備等の事業に要する経費 (2) 集落等支援体制構築事業 世界遺産の構成資産の保護を担う集落	2分の1以内。ただし、予算の範囲内で知事が定める額を上限とする	市町

--	--	--	--	--	--

観光振興課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	略			

2及び3 略

4	ユニバーサルツーリズム受入体制整備促進事業補助金	ユニバーサルツーリズムを推進する団体、福祉関連事業者及び観光関連事業者と連携し、持続可能な受入体制を構築することで、高齢者、障害者等を対象とした誘致拡大	次に掲げる事業に要する経費 (1) 長崎県ユニバーサルツーリズムセンター（仮称）の運営等事業 (2) 車椅子貸出、入浴介助等ネットワーク構築等事業	10分の10以内。ただし、予算の範囲内で知事が定める額を限度とする。	知事が適当と認める団体
---	--------------------------	--	---	------------------------------------	-------------

					等が活性化するための事業に要する経費
--	--	--	--	--	--------------------

観光振興課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者	
1	略				
2	世界遺産受入体制整備促進事業補助金	「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」など、本県の歴史文化を活かした観光振興のための受入体制の確立及び誘客を図るとともに、本県の歴史文化の魅力を観光客に伝えるガイドの育成及び育成のためのシステムの構築を図る。	「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の登録に向け、観光客の受入体制の整備、総合案内機能及びマナー啓発等に要する経費	3分の2以内（人件費については、別に定める基準による。） ただし、予算の範囲内で知事が定める額を上限とする。	特定非営利活動法人長崎巡礼センター

3及び4 略

		を図る。			
--	--	------	--	--	--

国際観光振興室関係

1 略					
2	長崎県国際定期航空路線安定運航支援事業費補助金	長崎空港発着の国際定期便の安定的運航に資する。	国際定期便（ソウル線、上海線、香港線及び台湾線に限る。）の長崎空港における着陸料及び航行援助施設利用料等に対する助成に要する経費	10分以内。ただし、予算の範囲内で知事が定める額を限度とする。	長崎県空港活性化推進協議会
3	長崎県国際航空路線利用促進強化事業費補助金	長崎空港の国際航空路線の利用促進を図る。	国際航空路線の利用促進に要する経費	10分以内	長崎県空港活性化推進協議会

国際課関係

1	海外県人会運営費補助金	海外県人会の活動を支援することにより、各県人会活動の活性化及び本県との交流促進を図る。	海外県人会の活動の支援に要する経費	予算の範囲内で知事が定める額	公益財団法人長崎県国際交流協会
2～10 略					

スポーツ振興課関係

1	長崎県民体育大会開催費補助金	広く県民各層のスポーツを振興し、その普及及び発展と競技力の向上を図り、併せて県民の健康を増進し、明朗な県民性を養うことを目的とする。	長崎県民体育大会の開催に必要な経費	予算の範囲内で知事が定める額	長崎県民体育大会実行委員会
---	----------------	--	-------------------	----------------	---------------

国際観光振興室関係

1 略					
2	長崎県国際定期航空路線安定運航支援事業費補助金	長崎空港発着の国際定期便の安定的運航に資する。	国際定期便（ソウル線、上海線及び香港線に限る。）の長崎空港における着陸料及び航行援助施設利用料に対する助成に要する経費	10分以内。ただし、予算の範囲内で知事が定める額を限度とする。	長崎県空港活性化推進協議会

国際課関係

1	海外県人会運営費補助金	海外の県人会の活動を支援することにより、各県人会と本県とのネットワークの構築を図る。	海外の県人会の活動の支援に要する経費	予算の範囲内で知事が定める額	公益財団法人長崎県国際交流協会
2～10 略					

2	スポーツ・夢づくり推進事業費補助金	Jリーグクラブの県立総合運動公園陸上競技場（以下「県立施設」という。）の利用料金（広告物の掲出及び行為の許可（駐車場）に係るものを除く。以下同じ。）の減免相当額を支援することにより、当該クラブの経営の安定を図り、スポーツを活用した地域の活性化の推進を目的とする。	Jリーグクラブの県立施設の利用に伴う四半期ごとの利用料金	2分の1以内	県立施設の指定管理者
3	長崎県民スポーツ・レクリエーション祭開催費補助金	生涯スポーツ・レクリエーションの生活化を図り、レクリエーション・スポーツ及び生涯スポーツの愛好者の拡大と組織の拡充を促進し、明るく、健康で活力あるコミュニティを	長崎県民スポーツ・レクリエーション祭の開催に必要と認める経費	予算の範囲内で知事が定める額	特定非営利活動法人長崎県レクリエーション協会

10	竹下 隼人	外科	長崎県上五島病院	南松浦郡新上五島町青方郷1549-11	令和2年6月1日
11	平 光寿	内科	長崎県上五島病院	南松浦郡新上五島町青方郷1549-11	令和2年6月1日
12	横田 総一郎	腎臓内科	長崎県壱岐病院	壱岐市郷ノ浦町東触1626	令和2年6月1日
13	野田 昌宏	整形外科	長崎県壱岐病院	壱岐市郷ノ浦町東触1626	令和2年6月1日
14	吉田 拓哉	小児科	社会福祉法人聖家族会 みさかえの園あゆみの家	大村市久原2丁目1346-1	令和2年6月1日

長崎県告示第429号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）から同法第64条の規定により、次のとおり名称等の変更の届出があった。

令和2年6月5日

長崎県知事 中村 法道

	指定医療機関の名称	所在地	変更年月日
新	雲仙・南島原保健組合 公立新小浜病院	雲仙市小浜町マリーナ3番地2	令和2年3月1日
旧	公立新小浜病院	雲仙市小浜町南本町93	

長崎県告示第430号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

なお、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に関する公示図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県島原振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

令和2年6月5日

長崎県知事 中村 法道

箇所番号	所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の種別	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
島原(島原)-(急)-001	島原市中尾町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	公示図書中の図面において表示
島原(島原)-(急)-002	島原市宇土町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
島原(島原)-(急)-003	島原市原町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	

島原(島原)-(急)-003-2	島原市原町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
島原(島原)-(急)-004	島原市西八幡町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
島原(島原)-(急)-005	島原市西八幡町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
島原(島原)-(急)-006	島原市新山2丁目	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
島原(島原)-(急)-007	島原市下川尻町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
島原(島原)-(急)-008	島原市白山町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
島原(島原)-(急)-009	島原市白山町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
島原(島原)-(急)-010	島原市中組町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
島原(島原)-(急)-011	島原市新山4丁目	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
島原(島原)-(急)-014	島原市下川尻町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
島原(島原)-(急)-014-2	島原市下川尻町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
島原(島原)-(急)-015	島原市下川尻町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
島原(島原)-(急)-015-2	島原市下川尻町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
島原(島原)-(急)-016	島原市南下川尻町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
島原(島原)-(急)-016-2	島原市南下川尻町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
島原(島原)-(急)-017	島原市新湊1丁目	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
島原(島原)-(急)-019	島原市秩父ヶ浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
島原(島原)-(急)-023	島原市南崩山町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

島原(有明)-(急)-001	島原市有明町湯江丁	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
島原(有明)-(急)-002	島原市有明町湯江丙	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
島原(有明)-(急)-003	島原市有明町大三東戊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
島原(有明)-(急)-004	島原市有明町大三東丁	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
島原(有明)-(急)-004-2	島原市有明町大三東丁	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
島原(有明)-(急)-006	島原市有明町湯江乙	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
島原(有明)-(急)-007	島原市有明町大三東戊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
島原(有明)-(急)-008	島原市有明町大三東戊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
島原(有明)-(急)-008-2	島原市有明町大三東戊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
島原(有明)-(急)-009	島原市有明町大三東戊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
島原(有明)-(急)-010	島原市有明町大三東戊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
島原(有明)-(急)-011	島原市有明町大三東戊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
島原(有明)-(急)-011-2	島原市有明町大三東戊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
島原(有明)-(急)-012	島原市有明町大三東戊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
島原(島原)-(土)-001	島原市礪石原町	土石流	警戒区域
島原(島原)-(土)-002	島原市礪石原町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
島原(島原)-(土)-005	島原市下折橋町	土石流	警戒区域
島原(島原)-(土)-006	島原市萩が丘1丁目	土石流	警戒区域

島原(島原)-(土)-008	島原市緑町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
島原(島原)-(土)-010	島原市南下川尻町	土石流	警戒区域
島原(島原)-(土)-011	島原市大下町	土石流	警戒区域
島原(島原)-(土)-014	島原市仁田町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
島原(島原)-(土)-015	島原市白谷町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
島原(有明)-(土)-002	島原市有明町大三東戊	土石流	警戒区域

長崎県告示第431号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

なお、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に関する公示図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県島原振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

令和2年6月5日

長崎県知事 中村 法道

箇所番号	所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
雲仙(吾妻)-(急)-001	雲仙市吾妻町本村名	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	公示図書中の図面において表示
雲仙(吾妻)-(急)-002	雲仙市吾妻町本村名	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
雲仙(吾妻)-(急)-003	雲仙市吾妻町本村名	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
雲仙(吾妻)-(急)-004	雲仙市吾妻町木場名	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
雲仙(吾妻)-(急)-005	雲仙市吾妻町木場名	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
雲仙(吾妻)-(急)-006	雲仙市吾妻町木場名	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
雲仙(吾妻)-(急)-007	雲仙市吾妻町木場名	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
雲仙(吾妻)-(急)-008	雲仙市吾妻町木場名	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	

雲仙(吾妻)-(急)-009	雲仙市吾妻町木場名	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(吾妻)-(急)-010	雲仙市吾妻町木場名	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(吾妻)-(急)-011	雲仙市吾妻町木場名	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(吾妻)-(急)-012	雲仙市吾妻町木場名	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(吾妻)-(急)-013	雲仙市吾妻町平江名	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(吾妻)-(急)-014	雲仙市吾妻町平江名	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(吾妻)-(急)-015	雲仙市吾妻町平江名	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(吾妻)-(急)-016	雲仙市吾妻町平江名	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(吾妻)-(急)-017	雲仙市吾妻町平江名	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(吾妻)-(急)-018	雲仙市吾妻町平江名	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(吾妻)-(急)-019	雲仙市吾妻町平江名	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(吾妻)-(急)-020	雲仙市吾妻町古城名	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(吾妻)-(急)-021	雲仙市吾妻町古城名	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(吾妻)-(急)-022	雲仙市吾妻町田之平名	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(吾妻)-(急)-023	雲仙市吾妻町田之平名	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(吾妻)-(急)-024	雲仙市吾妻町田之平名	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(吾妻)-(急)-025	雲仙市吾妻町田之平名	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(吾妻)-(急)-026	雲仙市吾妻町田之平名	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

雲仙(吾妻)-(急)-027	雲仙市吾妻町田之平名	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(吾妻)-(急)-028	雲仙市吾妻町田之平名	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(吾妻)-(急)-029	雲仙市吾妻町田之平名	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(吾妻)-(急)-030	雲仙市吾妻町田之平名	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(吾妻)-(急)-031	雲仙市吾妻町田之平名	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(吾妻)-(急)-032	雲仙市吾妻町大木場名	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(吾妻)-(急)-033	雲仙市吾妻町大木場名	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(吾妻)-(急)-034	雲仙市吾妻町大木場名	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(吾妻)-(急)-035	雲仙市吾妻町大木場名	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(吾妻)-(急)-036	雲仙市吾妻町大木場名	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(吾妻)-(急)-037	雲仙市吾妻町大木場名	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(吾妻)-(急)-038	雲仙市吾妻町大木場名	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(吾妻)-(急)-039	雲仙市吾妻町大木場名	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(吾妻)-(急)-040	雲仙市吾妻町川床名	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(吾妻)-(急)-041	雲仙市吾妻町川床名	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(吾妻)-(急)-042	雲仙市吾妻町川床名	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(吾妻)-(急)-043	雲仙市吾妻町川床名	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(吾妻)-(急)-044	雲仙市吾妻町川床名	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

雲仙(吾妻)-(急)-045	雲仙市吾妻町川床名	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(吾妻)-(急)-046	雲仙市吾妻町川床名	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(吾妻)-(急)-047	雲仙市吾妻町川床名	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(吾妻)-(急)-048	雲仙市吾妻町川床名	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(吾妻)-(急)-049	雲仙市吾妻町川床名	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(吾妻)-(急)-050	雲仙市吾妻町川床名	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(吾妻)-(急)-051	雲仙市吾妻町川床名	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(吾妻)-(急)-052	雲仙市吾妻町川床名	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(吾妻)-(急)-053	雲仙市吾妻町川床名	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(吾妻)-(急)-054	雲仙市吾妻町川床名	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(吾妻)-(急)-055	雲仙市吾妻町川床名	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(吾妻)-(急)-056	雲仙市吾妻町川床名	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(吾妻)-(急)-057	雲仙市吾妻町川床名	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(吾妻)-(急)-058	雲仙市吾妻町川床名	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(吾妻)-(急)-059	雲仙市吾妻町川床名	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(吾妻)-(急)-060	雲仙市吾妻町川床名	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(吾妻)-(急)-061	雲仙市吾妻町川床名	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(吾妻)-(急)-062	雲仙市吾妻町川床名	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

雲仙(吾妻)-(急)-063	雲仙市吾妻町川床名	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(吾妻)-(急)-064	雲仙市吾妻町栗林名	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(吾妻)-(急)-065	雲仙市吾妻町栗林名	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(吾妻)-(急)-066	雲仙市吾妻町栗林名	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(吾妻)-(急)-067	雲仙市吾妻町栗林名	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(吾妻)-(急)-068	雲仙市吾妻町栗林名	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(吾妻)-(急)-069	雲仙市吾妻町栗林名	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(吾妻)-(急)-070	雲仙市吾妻町栗林名	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(吾妻)-(急)-071	雲仙市吾妻町馬場名	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(吾妻)-(急)-072	雲仙市吾妻町馬場名	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(吾妻)-(急)-073	雲仙市吾妻町馬場名	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(吾妻)-(急)-074	雲仙市吾妻町永中名	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(吾妻)-(急)-075	雲仙市吾妻町永中名	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(吾妻)-(急)-076	雲仙市吾妻町永中名	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(吾妻)-(急)-077	雲仙市吾妻町阿母名	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(吾妻)-(急)-078	雲仙市吾妻町阿母名	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(吾妻)-(急)-079	雲仙市吾妻町阿母名	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(吾妻)-(急)-080	雲仙市吾妻町阿母名	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

雲仙(吾妻)-(急)-081	雲仙市吾妻町阿母名	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(吾妻)-(急)-082	雲仙市吾妻町阿母名	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(吾妻)-(急)-083	雲仙市吾妻町阿母名	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(瑞穂)-(急)-001	雲仙市瑞穂町西郷丁	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(瑞穂)-(急)-002	雲仙市瑞穂町西郷丁	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(瑞穂)-(急)-003	雲仙市瑞穂町西郷丁	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(瑞穂)-(急)-004	雲仙市瑞穂町西郷丁	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(瑞穂)-(急)-005	雲仙市瑞穂町西郷丁	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(瑞穂)-(急)-006	雲仙市瑞穂町西郷丁	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(瑞穂)-(急)-007	雲仙市瑞穂町西郷丁	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(瑞穂)-(急)-008	雲仙市瑞穂町西郷丁	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(瑞穂)-(急)-009	雲仙市瑞穂町西郷丁	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(瑞穂)-(急)-010	雲仙市瑞穂町西郷丁	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(瑞穂)-(急)-011	雲仙市瑞穂町西郷丁	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(瑞穂)-(急)-012	雲仙市瑞穂町西郷丁	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(瑞穂)-(急)-013	雲仙市瑞穂町西郷丁	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(瑞穂)-(急)-014	雲仙市瑞穂町西郷丁	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(瑞穂)-(急)-015	雲仙市瑞穂町西郷丁	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

雲仙(瑞穂)-(急)-016	雲仙市瑞穂町西郷丁	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(瑞穂)-(急)-017	雲仙市瑞穂町西郷丁	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(瑞穂)-(急)-018	雲仙市瑞穂町西郷丁	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(瑞穂)-(急)-019	雲仙市瑞穂町西郷丁	急傾斜地の崩壊	警戒区域
雲仙(瑞穂)-(急)-020	雲仙市瑞穂町西郷丁	急傾斜地の崩壊	警戒区域
雲仙(瑞穂)-(急)-021	雲仙市瑞穂町西郷丁	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(瑞穂)-(急)-022	雲仙市瑞穂町西郷丁	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(瑞穂)-(急)-023	雲仙市瑞穂町西郷丁	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(瑞穂)-(急)-024	雲仙市瑞穂町西郷戊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(瑞穂)-(急)-025	雲仙市瑞穂町西郷戊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(瑞穂)-(急)-026	雲仙市瑞穂町西郷戊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(瑞穂)-(急)-027	雲仙市瑞穂町西郷戊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(瑞穂)-(急)-028	雲仙市瑞穂町西郷戊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(瑞穂)-(急)-029	雲仙市瑞穂町西郷戊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(瑞穂)-(急)-030	雲仙市瑞穂町西郷戊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(瑞穂)-(急)-031	雲仙市瑞穂町西郷戊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(瑞穂)-(急)-032	雲仙市瑞穂町西郷戊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(瑞穂)-(急)-033	雲仙市瑞穂町西郷戊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

雲仙(瑞穂)-(急)-034	雲仙市瑞穂町西郷戊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(瑞穂)-(急)-035	雲仙市瑞穂町西郷戊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(瑞穂)-(急)-036	雲仙市瑞穂町西郷戊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(瑞穂)-(急)-037	雲仙市瑞穂町西郷戊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(瑞穂)-(急)-038	雲仙市瑞穂町西郷戊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(瑞穂)-(急)-039	雲仙市瑞穂町西郷戊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(瑞穂)-(急)-040	雲仙市瑞穂町西郷戊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(瑞穂)-(急)-041	雲仙市瑞穂町西郷己	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(瑞穂)-(急)-042	雲仙市瑞穂町西郷己	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(瑞穂)-(急)-043	雲仙市瑞穂町西郷己	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(瑞穂)-(急)-044	雲仙市瑞穂町伊福乙	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(瑞穂)-(急)-045	雲仙市瑞穂町伊福乙	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(瑞穂)-(急)-046	雲仙市瑞穂町伊福乙	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(瑞穂)-(急)-047	雲仙市瑞穂町伊福乙	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(瑞穂)-(急)-048	雲仙市瑞穂町古部甲	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(瑞穂)-(急)-049	雲仙市瑞穂町古部甲	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(瑞穂)-(急)-050	雲仙市瑞穂町古部甲	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(国見)-(急)-001	雲仙市国見町多比良甲	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

雲仙(国見)-(急)-002	雲仙市国見町多比良戊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(国見)-(急)-003	雲仙市国見町多比良戊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(国見)-(急)-004	雲仙市国見町多比良戊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(国見)-(急)-005	雲仙市国見町土黒庚	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(国見)-(急)-006	雲仙市国見町土黒庚	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(国見)-(急)-007	雲仙市国見町土黒庚	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(国見)-(急)-008	雲仙市国見町土黒庚	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(国見)-(急)-009	雲仙市国見町土黒庚	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(国見)-(急)-010	雲仙市国見町土黒庚	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(国見)-(急)-011	雲仙市国見町土黒庚	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(国見)-(急)-012	雲仙市国見町土黒庚	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(国見)-(急)-013	雲仙市国見町土黒庚	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(国見)-(急)-014	雲仙市国見町土黒庚	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(国見)-(急)-015	雲仙市国見町土黒庚	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(国見)-(急)-016	雲仙市国見町土黒庚	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(国見)-(急)-017	雲仙市国見町神代辛	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(国見)-(急)-018	雲仙市国見町神代丙	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(国見)-(急)-019	雲仙市国見町神代丙	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

雲仙(国見)-(急)-020	雲仙市国見町神代丙	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(吾妻)-(土)-001	雲仙市吾妻町木場名	土石流	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(吾妻)-(土)-002	雲仙市吾妻町平江名	土石流	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(吾妻)-(土)-003	雲仙市吾妻町平江名	土石流	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(吾妻)-(土)-004	雲仙市吾妻町平江名	土石流	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(吾妻)-(土)-005	雲仙市吾妻町田之平名	土石流	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(吾妻)-(土)-006	雲仙市吾妻町田之平名	土石流	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(吾妻)-(土)-007	雲仙市吾妻町田之平名	土石流	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(吾妻)-(土)-008	雲仙市吾妻町田之平名	土石流	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(吾妻)-(土)-009	雲仙市吾妻町田之平名	土石流	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(吾妻)-(土)-010	雲仙市吾妻町大木場名	土石流	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(吾妻)-(土)-011	雲仙市吾妻町大木場名	土石流	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(吾妻)-(土)-012	雲仙市吾妻町大木場名	土石流	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(吾妻)-(土)-013	雲仙市吾妻町大木場名	土石流	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(吾妻)-(土)-014	雲仙市吾妻町川床名	土石流	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(吾妻)-(土)-015	雲仙市吾妻町川床名	土石流	警戒区域
雲仙(吾妻)-(土)-016	雲仙市吾妻町川床名	土石流	警戒区域
雲仙(吾妻)-(土)-017	雲仙市吾妻町川床名	土石流	警戒区域、特別警戒区域

雲仙(吾妻)-(土)-018	雲仙市吾妻町川床名	土石流	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(吾妻)-(土)-019	雲仙市吾妻町川床名	土石流	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(吾妻)-(土)-020	雲仙市吾妻町川床名	土石流	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(瑞穂)-(土)-001	雲仙市瑞穂町西郷丁	土石流	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(瑞穂)-(土)-002	雲仙市瑞穂町西郷丁	土石流	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(瑞穂)-(土)-003	雲仙市瑞穂町西郷丁	土石流	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(瑞穂)-(土)-004	雲仙市瑞穂町西郷丁	土石流	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(瑞穂)-(土)-005	雲仙市瑞穂町西郷丁	土石流	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(瑞穂)-(土)-006	雲仙市瑞穂町西郷丁	土石流	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(瑞穂)-(土)-007	雲仙市瑞穂町西郷丁	土石流	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(瑞穂)-(土)-008	雲仙市瑞穂町西郷丁	土石流	警戒区域
雲仙(瑞穂)-(土)-009	雲仙市瑞穂町西郷丁	土石流	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(瑞穂)-(土)-010	雲仙市瑞穂町西郷丁	土石流	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(瑞穂)-(土)-011	雲仙市瑞穂町古部甲	土石流	警戒区域
雲仙(国見)-(土)-001	雲仙市国見町多比良戊	土石流	警戒区域
雲仙(国見)-(土)-002	雲仙市国見町土黒庚	土石流	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(国見)-(土)-003	雲仙市国見町土黒庚	土石流	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(国見)-(土)-004	雲仙市国見町土黒庚	土石流	警戒区域、特別警戒区域

雲仙(国見)-(土)-005	雲仙市国見町土黒庚	土石流	警戒区域、特別警戒区域
雲仙(国見)-(土)-006	雲仙市国見町土黒庚	土石流	警戒区域

公 告

土地改良区の役員の就任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、宮田土地改良区から次のとおり役員の就任の届出があった。

令和2年6月5日

長崎県知事 中村 法道

就 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所
宮 崎 賢一郎	雲仙市国見町土黒己320番地

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、馬場土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和2年6月5日

長崎県知事 中村 法道

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
杉 岡 貴 之	南島原市深江町乙763番地	杉 岡 幸 博	南島原市深江町乙763番地

入会林野整備計画を適当とする旨の決定（公告）

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年法律第126号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、対馬市美津島町小船越247番地小船越入会林野整備組合組合長中島登申請に係る入会林野整備計画を適当とする旨の決定をした。

なお、その決定に係る入会林野整備計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和2年6月5日

長崎県知事 中村 法道

1 入会林野整備計画書

(1) 縦覧の期間

令和2年6月5日から令和2年7月6日まで

(2) 縦覧の場所

対馬市厳原町国分1441番地 対馬市役所農林水産部農林・しいたけ課
長崎市尾上町3番1号 長崎県農林部林政課

2 法第7条第1項の規定により、当該入会林野整備計画に関係のある土地又はその土地に定着する物件の所有

者その他これらの土地又は物件に関し権利を有する者は、この決定に対して異議があるときは、次に掲げる期間内に長崎県知事にこれを申し出ることができる。

令和2年7月7日から令和2年8月5日まで

入会林野整備計画を適当とする旨の決定（公告）

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年法律第126号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、対馬市厳原町佐須瀬273番地佐須瀬入会林野整備組合組合長高松武重申請に係る入会林野整備計画を適当とする旨の決定をした。

なお、その決定に係る入会林野整備計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和2年6月5日

長崎県知事 中村 法道

1 入会林野整備計画書

(1) 縦覧の期間

令和2年6月5日から令和2年7月6日まで

(2) 縦覧の場所

対馬市厳原町国分1441番地 対馬市役所農林水産部農林・しいたけ課
長崎市尾上町3番1号 長崎県農林部林政課

2 法第7条第1項の規定により、当該入会林野整備計画に関係のある土地又はその土地に定着する物件の所有者その他これらの土地又は物件に関し権利を有する者は、この決定に対して異議があるときは、次に掲げる期間内に長崎県知事にこれを申し出ることができる。

令和2年7月7日から令和2年8月5日まで

入会林野整備計画を適当とする旨の決定（公告）

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年法律第126号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、対馬市厳原町豆敷瀬103番地豆敷瀬入会林野整備組合組合長岸川達也申請に係る入会林野整備計画を適当とする旨の決定をした。

なお、その決定に係る入会林野整備計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和2年6月5日

長崎県知事 中村 法道

1 入会林野整備計画書

(1) 縦覧の期間

令和2年6月5日から令和2年7月6日まで

(2) 縦覧の場所

対馬市厳原町国分1441番地 対馬市役所農林水産部農林・しいたけ課
長崎市尾上町3番1号 長崎県農林部林政課

2 法第7条第1項の規定により、当該入会林野整備計画に関係のある土地又はその土地に定着する物件の所有者その他これらの土地又は物件に関し権利を有する者は、この決定に対して異議があるときは、次に掲げる期間内に長崎県知事にこれを申し出ることができる。

令和2年7月7日から令和2年8月5日まで

人事委員会規則

長崎県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月5日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

長崎県人事委員会規則第10号

長崎県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

長崎県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年長崎県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後				改正前			
別表（第2条、第4条関係）				別表（第2条、第4条関係）			
委託団体	組織	職員		委託団体	組織	職員	
時津町	教育委員会事務局	教育次長	課長 専門幹 <u>主幹</u>	時津町	教育委員会事務局	教育次長	課長 専門幹
	略				略		
略				略			
波佐見町	町長部局	会計管理者	課長 <u>室長</u> 行政係長	波佐見町	町長部局	会計管理者	課長 行政係長
略				略			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

雑 報

一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について制限付一般競争入札に付すので、次のとおり公告する。

令和2年6月5日

長崎県公立大学法人 理事長 稲永 忍

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達物品の名称及び数量

長崎県立大学佐世保校小講義室・演習室什器類一式

(2) 調達物品の特質等

小講義室・演習室什器類仕様書による。

(3) 納入期限

令和2年8月28日（金）

(4) 納入場所

長崎県佐世保市川下町123 長崎県立大学佐世保校管理棟2階小講義室・演習室

(5) 入札の方法

前記(1)の物品を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程（平成17年規程第19号）第3条の規定に該当しない者であること。
 なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。

(2) ア又はイに該当する者であること。

ア 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格を得ていること。

イ 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第2条第2項に定める資格を得ていること。

(3) この公告の前日において県内企業（長崎県内に本店が登記されている企業及び長崎県内に店舗等を保有して営業している個人をいう。）であること。又は、この公告の前日において県外企業（登記簿上、本社の住所が長崎県外になっている企業をいう。）であっても、長崎県内に支店等を有し、当該支店等において常勤

の従業員を雇用している企業であること。

- (4) この公告の日から9の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から9の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請の方法等
2の(2)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、2の(2)のイの資格を得るため、本法人所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、4の部局へ提出すること。
なお、審査の結果については、以下の提出期限の日から9の入札期日までの間に文書で通知する。
(申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先) 4の部局とする。
(提出期限) 令和2年6月17日(水) 17時00分
- 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称等
(住所) 〒858-8580 長崎県佐世保市川下町123
(名称) 長崎県公立大学法人事務局総務課建設整備グループ
(電話) 0956-59-6778
- 5 契約条項を示す場所
4の部局とする。
- 6 入札説明書の交付期間及び場所
(期間) この公告の日から令和2年6月12日(金) 17時00分までの間(大学の休日を除く。)
(場所) 4の部局とする。
なお、郵送での送付を希望する場合は、郵送先を記載した返信用の封筒(角2サイズ)及び切手(140円)を同封のうえ、4の部局まで送付すること。(上記期限内必着とする。)
(受領) 入札参加希望者は、必ず入札説明書を受領すること。
- 7 同等品承認申請の提出期限及び場所
(提出期限) 令和2年6月17日(水) 17時00分
(場所) 4の部局とする。
- 8 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語並びに通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札・開札の場所及び期日等
(場所) 長崎県立大学佐世保校大学院棟2階 616教室
(期日) 令和2年6月26日(金) 11時00分開始
入札当日が悪天候(大雨、台風接近等)等の場合は、入札を延期することもあるので、事前に4の部局に確認すること。
- 10 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金
徴しない。
ただし、落札者が契約を結ばない場合は損害賠償金として落札価格の100分の5の金額を徴する。
 - (2) 契約保証金
契約金額(消費税及び地方消費税を含む)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
 - ア 本法人を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合
 - イ 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県、長崎県公立大学法人、国公立大学法人、他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2件以上締結し、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合
- 11 入札者が代理人である場合の委任状の提出
入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。
適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。
- 12 入札の無効
次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(9)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできな

い。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をしたとき。
- (6) 入札書が会計責任者の定めた入札条件に違反したとき。
- (7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (8) 長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 納入予定物品が、要求仕様を満たすものと認められなかったとき。
- (10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき等、入札者の意思表示が確認できないとき。
- (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

13 落札者の決定方法

- (1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第5条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県から指名停止措置を受けた場合、又は受けることが明らかである場合は、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、又は受けることが明らかである場合は、落札決定を取り消すこととする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) その他、詳細は入札説明書による。

正 誤

令和2年3月24日付け長崎県公報第10908号中誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	誤	正
444	10	(1)解体工事に関する費用	(1)解体工事に要する費用
444	17	共同請負の場合の建設瑕疵負担割合	共同請負の場合のそれぞれの建設瑕疵負担割合
445	10	書面により行われなければ	書面により行わなければ
445	46	綱」という。)の定める調査	綱」という。)に定める調査
446	7	変更後の請負代金の10分の1	変更後の請負代金額の10分の1
447	18	工事の施工の状況の検査	工事の施工状況の検査
449	19	品質若しくは規格若しくは性能	品質、規格若しくは性能
453	41	費用の負担すべき事由	費用を負担すべき事由
455	31	中間前払金を差し引いた額	中間前払金額を差し引いた額
456	1	機械器具の賃貸料	機械器具の賃借料
461	10	第52条又第53条	第52条又は第53条

461	14	滅失し、若しくははき損したとき	滅失若しくははき損したとき
462	16	前項に規定する	第2項に規定する
462	21	第50条12号イ	第50条第12号イ
462	23	第50条12号ロ	第50条第12号ロ
462	25	第50条12号ニ	第50条第12号ニ
462	27	第50条12号ニ	第50条第12号ニ
463	1	第32条第4項又は5項	第32条第4項又は第5項
463	13	1年が経過する日まで前項に規定する	1年が経過する日までに前項に規定する

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

令和2年3月10日付長崎県公報第10905号中誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	誤	正
241	23	主要地方道	一般県道

電話代表
直通表
(八二四)
二一
一一
四一

令和2年5月26日付長崎県公報第10924号中誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	誤	正
967	7	五島振興局	県北振興局
967	16	北松浦郡佐々町口石免1522番18地先から	北松浦郡佐々町口石免字妙見松1522番18地先から
967	17	北松浦郡佐々町口石免1501番1地先まで	北松浦郡佐々町口石免字妙見松1501番1地先まで

印刷所
長崎県
長崎市権島町八番十二号

株式会社
寺クイック
田クプリン
宏ン
弥ト